

## 随意契約事前確認公募の公示

随意契約事前確認公募について、次のとおり公示します。

令和4年9月20日

支出負担行為担当官

関東農政局長 大角 亨

### 1 公募の主旨

本件については、要件を満たす特定事業者を契約の相手方とする契約を行う予定としているが、次に示す応募要件を満たし、本件業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、当該特定事業者との価格交渉を実施の上契約手続きに移行する。また、特定事業者以外に応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争手続きに移行することとし、特定事業者と当該応募者に対して、競争参加資格審査結果通知書の写し等の提出を要請する。

### 2 調達内容

#### (1) 件名及び数量

令和5年度 基幹水利施設保全管理対策 農業水利ストック情報データベースシステム運用保守・改修及びクラウドサービス提供業務 一式

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

(4) 履行場所 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

### 3 応募要件

参加意思確認書の提出者は、次のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている、関東・甲信越地域の競争参加有資格者であること。

(4) 関東農政局長から、関東農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月2日付け26関総第575号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 本業務を直接担当する農林水産省CIO補佐官、農林水産省全体管理組織（PMO）支援スタッフ及び農林水産省最高情報セキュリティアドバイザーが、その現に属する事業

者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者は、本書に係る業務に関して入札に参加できないものとする。

#### 4 手続等

参加意思確認書の提出者は、以下により提出するものとする。

- (1) 参加意思確認書及び競争参加資格審査結果通知書の写しの提出場所  
〒330-9722  
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館  
関東農政局総務部会計課会計審査係 山口 孝志  
TEL：048-740-0328
- (2) 契約条項を示す場所、仕様書の交付場所及び問い合わせ先  
〒330-9722  
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館  
関東農政局農村振興部水利整備課施設機能保全係 東 淳司  
TEL：048-740-0123
- (3) 仕様書の交付方法  
上記4の(2)の交付場所にて無料で交付する（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日を除く。）
- (4) 参加意思確認書及び競争参加資格審査結果通知書の写しの提出期限  
令和4年10月13日午後1時00分までに上記4の(1)の提出場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。なお、郵送の場合は同日時、上記4の(1)あてに必着とする。

#### 5 応募希望者等が閲覧できる資料

仕様書に示す附属文書及び貸与資料については、次に従い閲覧を可とする。

- (1) 閲覧場所等  
〒277-0831  
千葉県柏市根戸471-65  
関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所  
技術調整課 森永 一美  
TEL：04-7131-6953
- (2) 閲覧期間  
令和4年10月13日 午後5時00分まで  
（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日は除く。）
- (3) 閲覧手続  
閲覧を希望する者は、閲覧希望日の3日（行政機関の休日を含まない）前までの午前10時00分から午後5時00分までの間に電話で連絡を行うこととし、別途提示する「資料閲覧申込書」を提出すること。また、閲覧日当日までに別途提示する「守秘義務

に関する誓約書」を提出すること。

(4) 閲覧時の注意

閲覧に当たっては、複写や写真撮影等による閲覧内容の記録は禁止する。また、閲覧を希望する資料によっては、情報セキュリティ確保等の観点から閲覧できない場合がある。

6 その他

(1) 手続において使用する言語 日本語。

(2) 詳細は仕様書による。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事項をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当局のホームページ（<https://www.maff.go.jp/kanto/shinsei/koukihoji/index.html>）をご覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。